

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和元年7月25日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和元年7月17日（水）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

市民活動支援課 岡田課長、長谷川主事

3 件名

「市民ファシリテーター登録制度」の創設と運用について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 繼続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・登録に際して登録予定者にはどのような情報を確認するのか。

⇒意見交換会等に参加できる時間帯や、関心のある分野について確認を予定している。

ただし、関心のある分野以外からの登用も予定しているため、あくまで参考となる。

・「基本的なコーディネートスキルを持つ」とは、どのように判断するのか。

⇒地域づくりコーディネート講座の受講者の自己判断となる。

・ファシリテーター認定制度のような制度にしてはどうか。

⇒認定制度は今後検討するが、まずは登録制度として創設を予定している。

・市民と市が協働で実施することから、「市民協働ファシリテーター」としてはどうか。

⇒意見のとおりとする。

・各課が本制度を利用するにあたり、運用例等があったほうがいいのではないか。

⇒本年度実施予定の第5次総合計画後期基本計画及び第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定事業に係るワークショップで先行して運用・検証を行い、各課への制度説明の際に、併せて報告を行い、本制度の利用を促す。

・第5次総合計画で掲げているコーディネーターの発掘・育成とファシリテーターの関連について、説明できるようにしておくこと。

⇒議会等で説明できるように準備を行う。

【結論】

・制度名称を「市民協働ファシリテーター登録制度」とする。

・各課へ本制度利用を促すにあたり、実際の運用事例を検証するため、制度運用時期について令和元年9月開始から令和2年4月開始に変更する。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

令和元年7月17日

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 市民環境経済部 市民活動支援課

件名	'市民ファシリテーター登録制度'の創設と運用について								
現状・課題	<p>市は、社会の成熟化に伴い、福祉、健康づくり、防災、防犯、子育て、子どもの健全育成、コミュニティ形成等、様々な課題へ対応するため、各種計画等を策定し、種々の課題への対応策を講じている。</p> <p>これから市民参加・協働のまちづくりを推進していくうえで、各種計画等を策定する過程において、意見交換会やワークショップなど「対話型の市民参加手法」の充実とまちづくりの主体となる市民の合意形成が重要な課題となっている。</p>								
付議事案	目的	地域づくりコーディネート講座の受講者で、基本的なコーディネート能力と会議をコーディネートする実践意欲を有する人の活躍の機会づくりとして、市が行う意見交換会やワークショップ等でファシリテーター(進行役)に登用することにより、市民の意見の引き出しや多様な意見の合意形成を円滑に進め、市民主体の地域づくりの活性化につなげる。							
	対応方策	各課等が市民ファシリテーターを登用し、意見交換会やワークショップ等が行えるよう「市民ファシリテーター登録制度」を創設する。							
論点(決定を要する事項)	市民ファシリテーター登録制度(案)として決定することについて								
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>○部内会議(令和元年7月2日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の定義は。→白井市市民参加条例に基づく。 ・市職員は登録可か。→市内在勤であるため登録可。ただし、ボランティアとしての活動になるので時間外勤務手当等は発生しない。 ・講習を受ける期間が「概ね3年」とあるが、しっかり定義したほうがいいのでは。→登録期間を設け、期間内に受講することとした。 ・ファシリテーター同士の連携・情報支援、スキルアップのための組織があつたほうがいいのでは。→ファシリテーターの機運を更に高め、将来的に検討したい。 								
スケジュール	R1.7 市民ファシリテーター登録通知発送→(月末)登録締切 R1.8 登録者へ通知 →(中旬)登録者説明会実施 R1.8 庁内向け制度説明会の実施 R1.8 全協で報告 R1.9 制度運用開始								
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)			
条例規則	無		報道発表	無					
議会説明	有	議員全員協議会(R1.8)	広報・HP等	有	HP(R1.9)				
市民参加	無								
付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 (まで)								
参考情報	関係法令等								
	関係課								
	事業費	0千円 (うち特定財源			0千円)				

「市民ファシリテーター登録制度」の
創設と運用について(案)

令和元年7月17日（木）

市民環境経済部 市民活動支援課

目次

1 制度創設の背景	…P2
（1）制度創設の背景～現状と課題～	…P2
（2）課題に向けた方策	…P3
（3）政策的な位置づけ	…P3
2 市民ファシリテーター登録制度とは	…P4
3 市民ファシリテーターの登録要件	…P5
4 他自治体の類似制度	…P5
5 制度運用の流れ	…P6
6 制度運用までのスケジュール	…P7
7 その他	…P7

1 制度創設の背景

(1)制度創設の背景～現状と課題～

市は、社会の成熟化に伴い、福祉、健康づくり、防災、防犯、子育て、子どもの健全育成、コミュニティ形成等、様々な課題へ対応するため、各種計画等を策定し、種々の課題への対応策を講じている。

各種計画等を策定する過程において、市民参加条例に基づき様々な市民参加手法が用いられており、これから市民参加・協働のまちづくりを推進していくために、意見交換会¹やワークショップ²など「対話型の市民参加手法」の充実とまちづくりの主体となる市民の合意形成が重要な課題となっている。

また、市民活動支援課では平成28年度から「地域づくりコーディネート（入門）講座」を開催し、地域での会議や話し合いの場をうまく進め、活動を活性化させるために必要な進行技術を実践的に学ぶ講座を実施してきた。

○【参考】意見交換会・ワークショップ等を策定に取り入れた事業(平成26年度～平成29年度)

意見交換会	<ul style="list-style-type: none">西白井地区コミュニティ施設建設事業第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業白井市地域福祉計画策定事業市役所庁舎整備事業障害者計画等策定業務都市マスタープラン策定事業白井市障害者計画等策定事業白井市第5次総合計画策定事業白井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例策定事業白井市第5次総合計画策定事業
ワークショップ	<ul style="list-style-type: none">白井市地域公共交通網形成計画策定事業都市マスタープラン策定事業白井市第5次総合計画策定事業

○地域づくりコーディネート（入門）講座の概要

回数など	3回シリーズ 計9時間
講師	NPO法人国際ファシリテーション協会 椿景子 市民活動支援課職員
内容	会議や話し合いの場をうまく進めたり、活性化させる方法
受講者	地域活動(自治会活動、PTA活動、市民活動、ボランティア活動等)の実践者 平成28年度 27人 平成29年度 32人 平成30年度 33人 延べ人数：92名 実人数：79人

¹ 市民と実施機関及び市民同士の自由な意見交換により、複数の市民の意見を収集することを目的とする集まりのこと。（市民参加条例第18条）

² 市民と実施機関及び市民同士の自由な議論により、市民意見の方向性を見出すことを目的とする集まりのこと。（市民参加条例第21条）

(2)課題に向けた方策

1) 目的

地域づくりコーディネート講座の受講生で、基本的なコーディネート能力と会議をコーディネートする実践意欲を有する人の活躍の機会づくりとして、市が行う意見交換会やワークショップ等でファシリテーター（進行役）に登用することにより、市民の意見の引き出しや多様な意見の合意形成を円滑に進め、市民主体の地域づくりの活性化につなげる。

ファシリテーターとは

様々な会議や話し合い等において、参加者の主体性を引き出し、全員が納得できるような（合意形成）会議を円滑に進めるために支援する技術（ファシリテーション）を用いて、会議を進行する人。

2) 方策

各課等が市民ファシリテーターを登用し、意見交換会やワークショップ等が行えるよう「市民ファシリテーター登録制度」を創設する。

(3)政策的な位置づけ

第五次総合計画（平成 28 年 3 月策定）

重点戦略 3 拠点創造プロジェクト 3-3 拠点がつながるまちづくり

（1）コーディネーターの発掘・育成

地域づくりを活性化するため、行政・地域住民・団体等をコーディネーターする人材を発掘し、研修等の実施を通じた育成を進めます。

平成 30 年度白井市施策評価外部評価（平成 30 年 12 月）

戦略 3-3 拠点がつながるまちづくり

【外部評価意見】（抜粋）

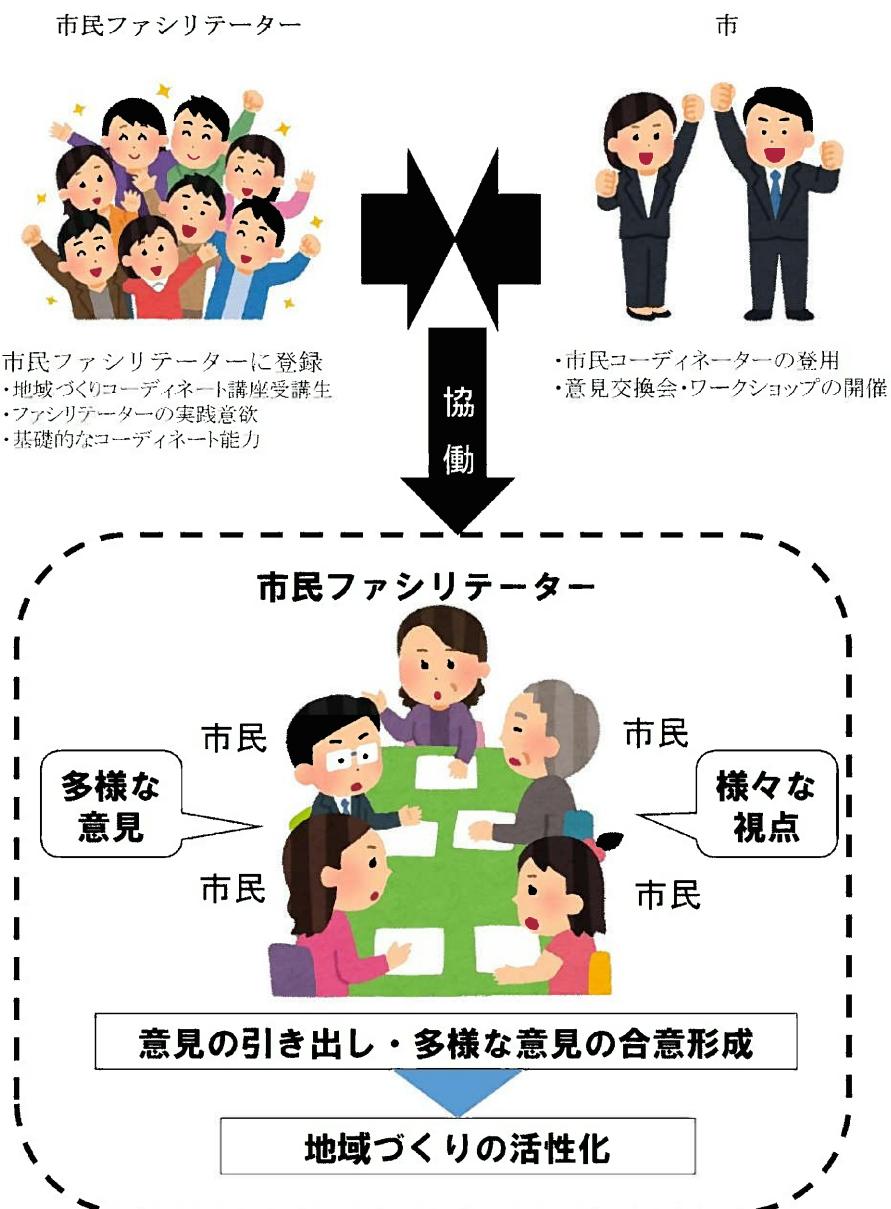
コーディネーターの育成について、市民間・市民と行政の間など、どの場面で何をどのように「つなぐ」のかを整理し、既存の地域リーダーから新規の人までを射程に入れつつも、現場でのどのようなことが期待されるのかを見通しながら、その人材発掘や育成に努めていくこと。

【対応方針（平成 31 年度）】（抜粋）

平成 28 年度から平成 30 年度まで市民を対象に実施してきた地域づくりコーディネート入門講座の受講生にはたらきかけ、コーディネートの実践意欲が高い方を市に登録していただく。登録した市民が、市が各種計画等を策定する過程で実施する地域でのワークショップ等において、グループの進行役を担うことによってコーディネーターとしての役割を發揮していただく。

2 市民ファシリテーター登録制度とは

平成28年度から毎年市が実施している「地域づくりコーディネート（入門）講座」を受けた市民の中で、意見交換会等の会議をコーディネートするファシリテーターとして実践意欲を持つ人を登録し、各課等が実施する意見交換会、ワークショップ等のファシリテーターとして登録者を登用することで、「地域づくりコーディネート（入門）講座」を受け、会議等のコーディネートの基本的スキルを習得した市民の活躍の機会を作るとともに、意見交換会等での意見の引き出しや多様な意見の合意形成を円滑に進め、地域づくりの活性化を図る。



3 市民ファシリテーターの要録要件

市民ファシリテーターに登録するためには、下記の2つの要件を満たすことが必要となる。

①趣旨に賛同し、会議をコーディネートするファシリテーターとして実践意欲を持つ人

市民ファシリテーター登録制度の趣旨に賛同し、自身のコーディネートスキルを活かして会議を進行し、意見の引き出しと合意形成を行う意欲があること。

②市の地域づくりコーディネート講座を受けていること

平成 28 年度から実施している地域づくりコーディネート（入門）講座を受講（3 回シリーズ中 2 回以上）しており、基本的なコーディネートスキルが身についていること。

また、コーディネートスキルの研鑽のため、概ね 3 年に 1 度以上地域づくりコーディネート講座を受講できること。

【過去の地域づくりコーディネート講座 受講者数】

年度	受講者数	2回以上受講者数
平成 28 年度	27 人	23 人
平成 29 年度	32 人	29 人
平成 30 年度	33 人	28 人
合計	92 人（のべ数）	80 人（のべ数）

平成 28 年度～30 年度の間で、2 回以上受講した人の実人数：69 人

※審議会等委員と異なり、ボランティアでの登録となるため、報酬等はなし。

4 他自治体の類似制度

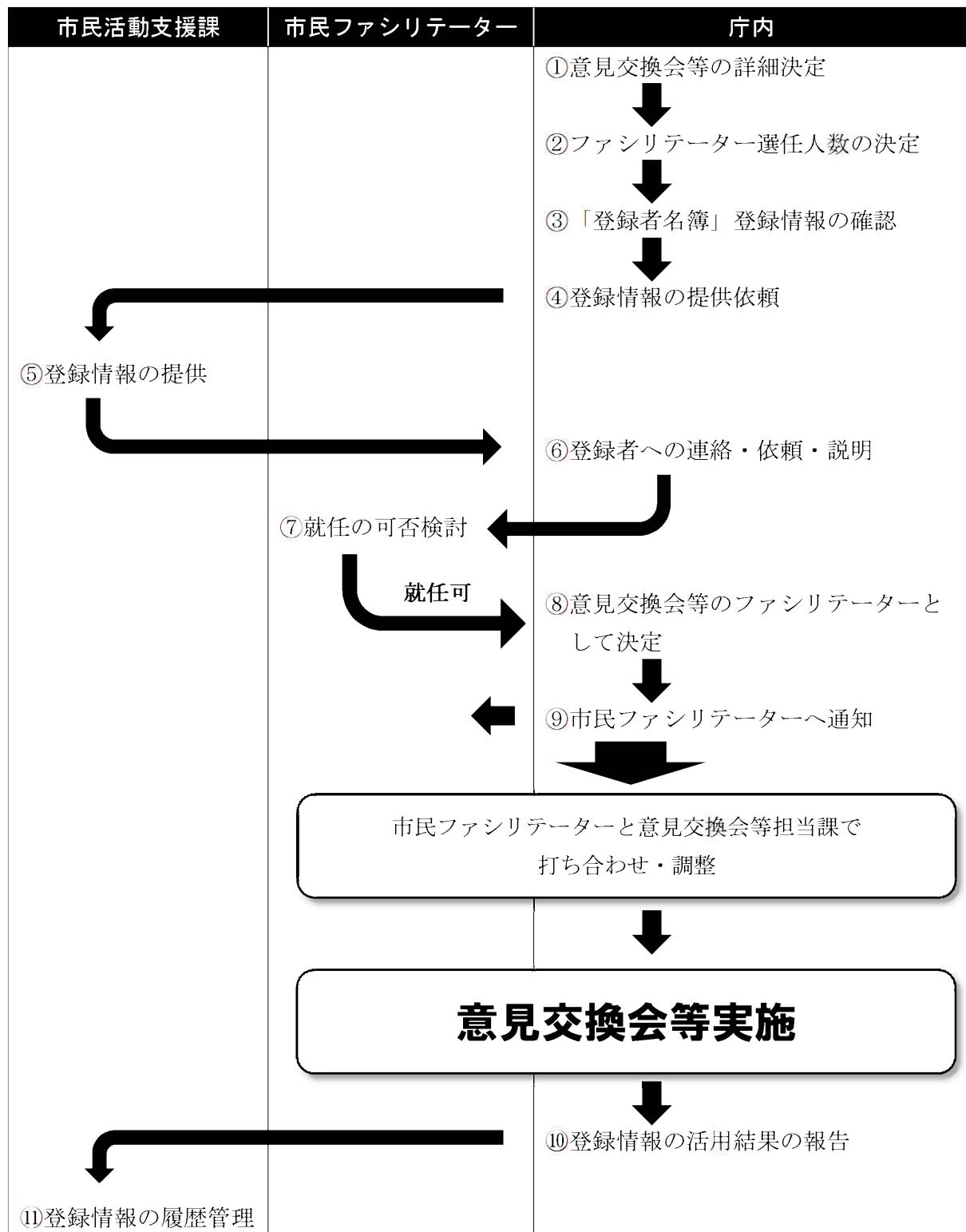
○まちづくり協働ファシリテーター（静岡県牧之原市）

[概要]

牧之原市で実施している「男女協働サロン」（話し合いの場）を開催するにあたり、「まちづくり協働ファシリテーター養成講座」を受講した市民を「まちづくり協働ファシリテーター」として協働し、会議のファシリテーターとして登用する制度。



5 制度運用の流れ



6 制度運用までのスケジュール

月	市民	庁内
7 上		7/2 市民環境経済部部内会議
	中 7/19 市民ファシリテーター登録通知発送	7/17 7月第2回戦略会議付議
	下 7/31 市民ファシリテーター登録締切	
8 上	8/2 登録者へ通知	8/2 庁内制度説明会
	中 未定 登録者説明会	
	下	全協で報告
9 上	9/1 HP掲載（制度周知）	
	中	
	下	
10 上	9/1 制度運用開始	
	中	
	下	
11 上		
	中	
	下	

7 その他

問 ファシリテーターを登用するのに予算を計上する必要は

市民ファシリテーターに登録する際、ボランティアでお願いするため、謝金や交通費等は不要。

ただし、意見交換会等で参加者へお茶等を配付する際、市民ファシリテーターへのお茶等についても、ご配慮いただきたい。

問 ファシリテーターとしての質について

登録要件に「趣旨に賛同し、会議をコーディネートする意欲があること」、「市の地域づくりコーディネート講座を受けていること」と定めていることから、基本的なコーディネートスキルは習得している事が前提条件ですが、登録した市民の個人差（意欲やコーディネートスキル）があるため、登録することで質を保証しているものではない。

問 必ずこの制度を利用しなければならないか

基本的なコーディネートスキルを有し、会議のコーディネートについて意欲のある市民が登録されているため、意見交換会やワークショップ等のファシリテーターとして登用することが望ましい。

ただし、テーマの専門的知識や経験がなければ難しい意見交換会や高度な技術・豊富な経験が必要とされるワークショップ等、市民ファシリテーターを登用することが適さない場合はこの限りではない。

問 市民ファシリテーターに依頼したら必ず引き受けてもらえるのか

登録者はファシリテーターとして実践する意欲があり登録しているが、意見交換会、ワークショップの開催日時、場所、内容によって、承諾するか否かを判断してもらうため、依頼の際に十分に説明を行うこと。

問 無作為抽出公募委員との違いについて

平成 31 年度から本格運用を開始した無作為抽出公募委員制度において、意見交換会等の公募委員として登録している委員については、あくまで参加者側の立場で登用することを想定しているため、ファシリテーター（会議進行役）として登用する場合は、「市民ファシリテーター登録制度」から登用するもの。

問 名簿登録の期限はあるか

継続的なコーディネート能力研鑽のため、概ね 3 年に 1 度は市が実施する地域づくりコーディネート講座を受講してもらうため、登録年度から 2 年後の年度末に設定する。

例：令和元年度に登録→令和 3 年度末まで（令和 4 年 3 月 31 日まで）